平成３０年（フ）第６６４号
横浜市神奈川区三ツ沢下町17番27号　グリーンハイツ201号
債務者　藤井　隆文
1　決定年月日時　平成30年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３３１号
東京都板橋区徳丸１丁目６－２　パルシティ徳丸管理棟
債務者　安齋　新一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３３６号
東京都杉並区成田西１丁目21－３　第11石原荘　7
債務者　河野　里美
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３４１号
東京都練馬区東大泉１丁目19―12―201
債務者　相澤美惠子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３４３号
東京都中野区白鷺３丁目２－２―210
債務者　牧野江美子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３４４号
東京都葛飾区新小岩１丁目35―10―501
債務者　會澤　恵美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３７１号
東京都足立区江北３丁目45―６―201
債務者　田野　英史
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８１号
東京都江戸川区北小岩７丁目12―６―303
債務者　新田　俊介
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８４号
東京都中野区大和町１丁目６－４―101
債務者　和田　昌大
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８５号
東京都中野区南台４丁目49―９―203
債務者　増子　浩一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３９３号
東京都江戸川区東篠崎１丁目７－４―810
債務者　高山　静子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３９７号
東京都世田谷区砧４丁目32―16―101
債務者　中山美保子
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３９８号
東京都あきる野市舘谷90―２―203
債務者　江口　　忠
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４６１号
横浜市緑区長津田みなみ台１丁目13番地26
債務者　西村　幸惠
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部